

○内閣府  
財務省 令第 号

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第二十条第一項の規定に基づき、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合を定める命令を次のように定める。

平成二十年 月 日

内閣総理大臣 福田 康夫

財務大臣 額賀福志郎

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合を定める命令

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する主務省令で定める割合は、百分の百とする。

附 則

この命令は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の施行の日（平

成二十一年六月二十一日) から施行する。